

西会津町農業委員会

第26回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年10月20日

西会津町農業委員会

第26回 西会津町農業委員会総会会議録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年10月20日（月）午前10時00分

場 所 西会津町役場 大会議室

2 招 集 者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12番委員 江川 新壽

会長職務代理者 11番委員 三瓶 常夫

（農業委員）

1番委員 五十嵐新正 2番委員 三留弘法 3番委員 岩原 稔

6番委員 新田良一 7番委員 佐藤健一 8番委員 星 敬介

9番委員 赤城タカ子 10番委員 武藤佐代子

4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員）

4番委員 坂井康司 5番委員 江川政次

（推進委員）

5番委員 若林陽三

5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢

事務局員 井上 慎人

(開 会)

【議長】

皆さん、おはようございます。全員そろいましたので只今から総会を行いたいと思います。お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それではこれより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して10名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第26回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりでございます。

【議長】

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、3番・岩原 稔 委員、6番・新田良一委員をお願いをいたします。

【議長】

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の報告をお願いいたします。

【事務局】(齋藤事務局次長)

2ページをご覧ください。

報告第1号 主要業務報告について、西会津町農業委員会の主要業務について、別紙の通り報告する。令和7年10月20日提出 西会津町農業委員長江川新壽。

業務の執行状況についてでございますが、9月24日第26回農業委員会総会が大会議室で行われました。

10月8日現地確認ということで牧と上野尻地区の現地確認を行いました。

今回の提出案件2件についてでございます。

4ページをご覧ください。

令和7年9月議決案件の処理状況についてでございますが、現況確認証明が1件となっております。

続きまして、5ページの農業者年金の処理状況、家族経営協定の締結者数、全国農業新聞についてでございますが、前月と変更がないということで全て増減なしでございます。以上です。

【議長】

ただいま報告のありました「主要業務報告」について委員各位から質問、意見をお願いしたいと思います。

【議長】

ございませんか。それでは質問、意見なしと認めます。これで質疑を終わります。

【議長】

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

【議長】

事務局の説明を求めます。

【事務局】（齋藤事務局次長）

6ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、委員会の処分を求める。

令和7年10月20日提出、西会津町農業委員会長 江川新壽。

次のページに3条の申請書が添付されておりますが、譲渡される方は〇〇、受けられる方が〇〇になります。

〇〇につきましては職業が農業ということで〇〇につきましても、農業というこ

とになっております。

所在する番地でございますが、〇〇番の田んぼで面積が 677 m²ということになっております。

田んぼですのももちろん水稲作付けをするということでございまして、登記簿の方が 17 ページにございますが〇〇番、面積が 677 m²。

公図については 18 ページにありまして、真ん中の赤い色でくくっている箇所になります。

田んぼにつきましては割田となっております、20 ページの方に写真がついてございますが真ん中に赤い棒が立っているかと思えます。この赤い棒が立ってるところの左側の山側の方になりますが、この部分が今回申請のあった箇所となります。

現在、田んぼとして耕作しているわけでございますが、権利の異動行われたのちも水稲の作付を行うという事でありませう。

詳細につきましては別紙報告書にありますように若林推進委員に現地確認をしてもらいましたのでそちらのほうで報告していただきたいと思えます。事務局の説明といたしましては以上でございます。

【議長】

只今、事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました若林推進委員の報告を求めます。

【1 番 若林陽三 推進委員】

令和 7 年 10 月 8 日水曜日に調査を行いました。

申請地は現在水稲栽培を行っている土地であり、詳細については事務局から説明がありましたが、当該用地は割り田となっており、今回の申請のあった場所は、写真にある赤い杭から上半分となっております。

権利移転後も水田として水稲の作付が行われ適正な管理がされるとのことであります。

その他の内容につきましては別紙調査報告書に記載の通りであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

質問ある方は挙手をし、指名されたら発言をしてください。

【議長】

質問ございませんか。これで質疑を終わります。続きまして、これより討論に移ります。討論ございせんか。

【議長】

討論なしと認めます。

これより議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

続きまして、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

【議長】

事務局の説明を求めます。

【事務局】 (齋藤事務局次長))

24ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、委員会の処分を求める。

令和7年10月20日提出、西会津町農業委員長 江川新壽。

次のページに申請書を添付してございます。

9月22日付けで申請がありました。

茨城県の〇〇さんが譲渡人となりまして、譲受人が〇〇さんとなります。

譲渡される方につきましては県外在住ということで、元々は上野尻出身の方で住んでおりましたが今は県外におります。

申請地は譲受人が住んでいる家の裏に隣接する畑であり、その農地を購入するものであります。

所在地につきましては、上野尻字〇〇2656番16、46㎡と2656番26、82㎡で2筆とも畑であり、合計で〇万円で購入とのこと。家庭菜園を行うという事で唐辛子などの一般野菜の栽培をしたいということで申請がありました。

35ページと36ページに登記簿がありますが、畑の二筆で46㎡と82㎡となっております。

申請地の所在につきましては38ページ赤く囲まれた箇所となっております。この38ページの真ん中に〇〇と書かれた建物がありますが、これが申請者の建物です。もともと土地の所有者の建物でしたが、その方が購入しまして現在住んでいるということであり、四角で囲った二つの畑について、今回購入したいということで申請がありました。

39ページに現況写真が載っております。また41頁と42頁に現況確認の時の写真がのっております。現在はこのような状態となっておりまして、購入した後につきましてはこちらを耕して、家庭菜園をするということで、譲渡された後も間違いなく畑として管理されるということでもあります。

その他の内容につきましては資料のとおりであります。なお、詳細につきましては別紙報告書にありますように若林推進委員に現地確認をしてもらいましたのでそ

ちらのほうで報告していただきたいと思います。事務局の説明といたしましては以上でございます。

【議長】

それでは事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました若林推進委員の報告を求めます。

【1番 若林陽三 推進委員】

令和7年10月8日水曜日に現地確認を行いました。申請地は申請者の家の裏にある2筆の畑であります。

詳細については、事務局から説明のあった通りでございますが、家庭菜園を行うということであり、良好な管理のもと、畑として活用されるものであります。

その他の内容につきましては別紙調査報告書に記載の通りであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

只今、事務局並びに若林推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑を行います。

【議長】

質問ある方は挙手をし、指名されたら発言をしてください。

【議長】

質問ございませんか。これで質疑を終わります。続きまして、これより討論に移ります。討論ございませんか。

【議長】

討論なしと認めます。

これより議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【議長】

異議なしと認めます。したがいまして議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

続きまして、議案第3号「西会津町農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。

【議長】

それでは事務局の説明を求めます。

【事務局】(齋藤事務局次長))

43頁をご覧ください。

議案第3号、西会津町農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、西会津町農用地利用集積等促進計画(案)について農業委員会の意見の決定を求める。

令和7年10月20日提出 西会津町農業委員長 江川新壽。

44頁をご覧ください。

今回11月分としまして、西会津町農用地利用集積等促進計画(案)の一覧表ということで、賃貸借についてです。

場所は西会津町尾野本字松尾〇〇番で、地目は田、面積は2,079㎡で土地の所有者は〇〇、借受者は〇〇法人です。

10a当りの賃借料は13,000円で期間は令和7年11月28日から令和16年12月31日までの9年間です。

このことにつきまして町より農業委員会の意見を求められておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

【議長】

ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。ございませんか。質疑なしと認めます。

【議長】

只今、事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

【議長】

ございませんか。質疑なしと認めます。

【議長】

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論ございませんか。

【議長】

討論なしと認めます。

これより議案第3号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【議長】

異議なしと認めます。したがって議案第3号「西会津町農用地利用集積等促進計画（案）について」は原案のとおり承認されました。

【議長】

以上で本日の付議事件はすべて終了いたしました。

続きまして次第 5. その他 に移ります。

【議長】

「(1) 当面の日程について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(事務局次長)

資料45頁をご覧ください。

当面の日程についてでございますが、10月22日 令和7年度会津若松地方農業委員会連合会行政視察があり、広野町といわき市へ行く予定です。11月6日福島県下農業委員会大会が福島市で行われます。これについては6名の方が出席を予定しております。また11月4日ですが、令和7年度農業者年金業務後期研修会がございますこちらは事務局がZOOMで参加する予定でおります。また、ここには記載されておきませんが11月12日にですが、喜多方市の農業委員会が西会津町のほうへ視察にきたいとの通知がありました。午前中、北塩原のほうを視察し午後に西会津町の農業委員会のほうを視察してその後、西会津町の公社の話も聞きたいとのことでございます。この視察に関しましては会長、副会長、事務局で対応したいと考えておりますが、委員の方で参加したい方は喜多方市の農業委員会との意見交換もございますので、是非参加くださいますようお願いいたします。

以上です。

【議長】

当面の日程について皆さんからご質問ございますか。

【議長】

ないようですので、続きまして「(2) 次回総会開催日について」事務局から説明を求めます。

【事務局】(齋藤事務局長)

次回の総会についてでございますが、令和7年11月20日10時から大会議室で行う予定でございますのでよろしくようお願いいたします。

【議長】

事務局より説明がありました。

次回総会については11月20日木曜日午前10時より大会議室で行うという事
でよろしくをお願いします。

【議長】

それでは「(3) その他」に移ります。皆さんから何かございましたらお願いします。

【議長】

それでは他になれば、以上で予定されておりました案件は全て終了いたしました。

これで「第26回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。